

# ○ 電子申告・申請の手続拡充の対象税目

令和5年10月16日（月）より、以下税目に係る電子申告・申請が開始

## (1) 電子申告の対象となる税目

都道府県	市区町村
都道府県たばこ税	市区町村たばこ税
ゴルフ場利用税	入湯税
宿泊税	宿泊税

## (2) 電子申請(税目共通手続)の対象となる税目

### <都道府県税>

税目	更正請求書	申告書の提出期限の延長の承認申請書	納税管理人申告書	課税対象とならない利用(課税免除)の届出書
都道府県民税(利子割)	○	○		
都道府県民税(配当割)	○	○		
都道府県民税(株式等譲渡所得割)	○	○		
法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	PCdesk(WEB版)により対応済	PCdesk(WEB版)により対応済	○	
都 道 府 県 個人事業税		○	○	
不動産取得税		○	○	
都道府県たばこ税	○	○		
ゴルフ場利用税	○	○	○	○
軽油引取税	○	○		
自動車税(環境性能割)	○	○		
※1 自動車税(種別割)		○	○	
軽自動車税(環境性能割)(※2)	○	○		
鉦区税		○	○	
水利地益税		○	○	
宿泊税	○	○	○	○
その他の法定外税	○	○	○	

### <市区町村税>

税目	更正請求書	申告書の提出期限の延長の承認申請書	納税管理人申告書	課税対象とならない利用(課税免除)の届出書
個人都道府県民税・市町村民税(特別徴収)	○ (退職所得)	○ (退職所得)		
個人都道府県民税・市町村民税(普通徴収)		○	○	
法人市町村民税	PCdesk(WEB版)により対応済	○	○	
市 区 町 村 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)		○	○	
固定資産税(償却資産)		○	○	
軽自動車税(種別割)		○		
市区町村たばこ税	○	○		
鉦産税	○	○	○	
入湯税	○	○		○
※1 事業所税	○	○	○	
水利地益税		○	○	
国民健康保険税		○	○	
宿泊税	○	○	○	○
その他の法定外税	○	○	○	

※1 東京都特別区等、上記の所管と異なる税目の団体がある点に留意

※2 軽自動車税(環境性能割)は市区町村税だが、現在賦課徴収を行っている都道府県にて登録(市区町村は登録不要)

※ 税目共通手続の税目対応表は、[「地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税及び宿泊税等の電子申告手続き拡充に係る特設ページ」](#)にも掲載